

。 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六 二八）の一部を次のように改正する。

別表第一の二級の項中「阿南市椿泊小学校」を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。